

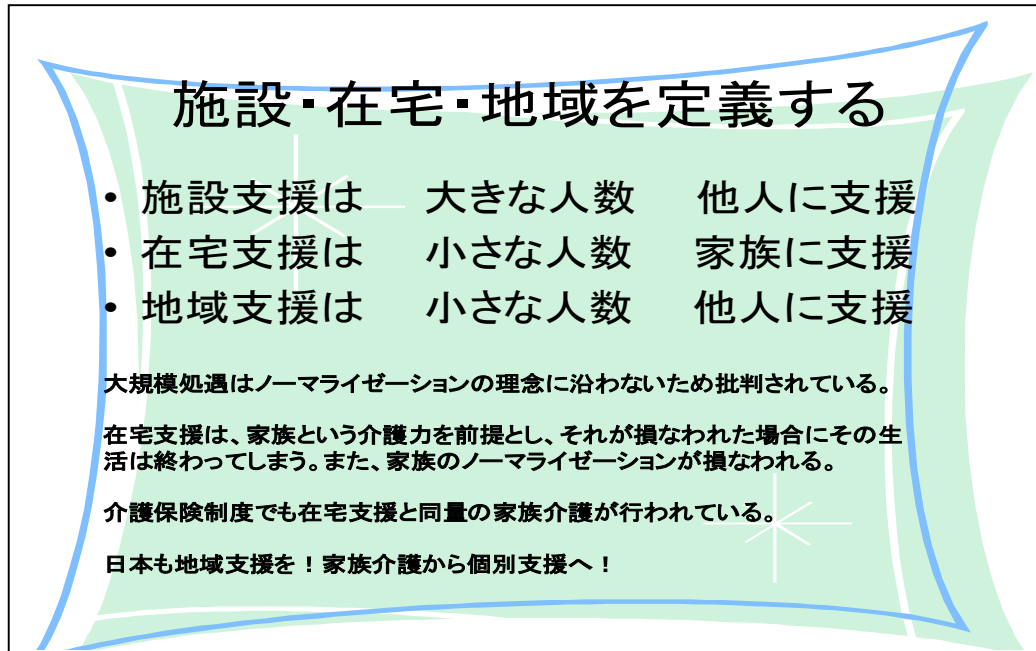
「障害者自立支援法で自立と共生の街作りを！」

NPO法人 全国地域生活支援ネットワーク

事務局長 戸枝 陽基

■超少子高齢化社会には地域支援が必要

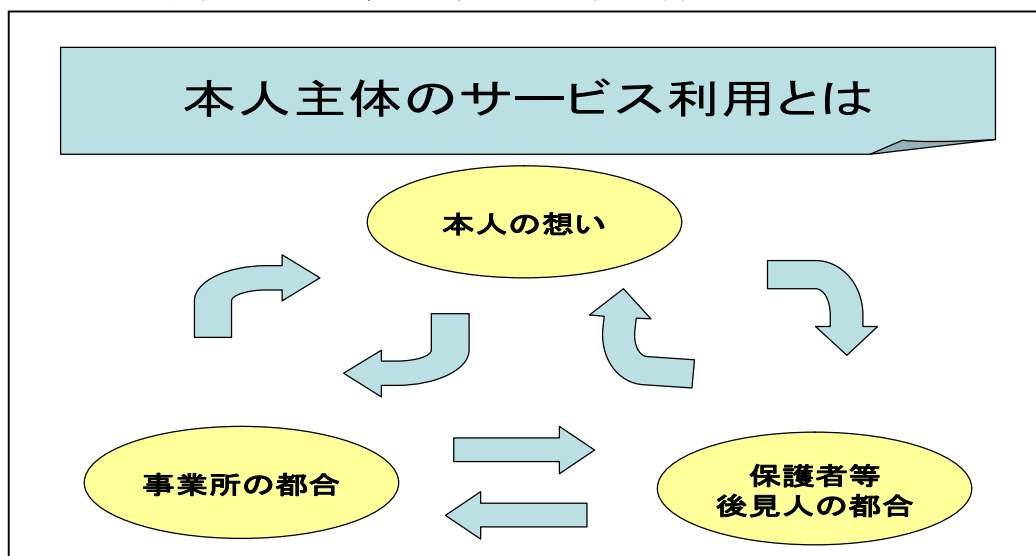
図
1



■本人主体のサービス選択とは

福祉サービスを選択するにあたり、その中身を決定する要素は3つある

図
2



今までの福祉サービス選択は、どの要素が主導権を握ってきたのか？

■障害者の可能性を引き出す環境整備（ソーシャルワーク）こそが21世紀の福祉である

ノーマライゼーションの理念

障害者の住居，教育，労働，余暇などの生活の条件を，可能な限り障害のない人の生活条件と同じにする（＝ノーマルにする）こと。

①1日のノーマルなリズム②1週間のノーマルなリズム③1年間のノーマルなリズム④ライフサイクルを通じてノーマルな発達のための経験をする機会を持つこと⑤願望や自己決定の表現に対してノーマルな尊厳が払われること⑥男女両性の世界で暮らすこと⑦他の市民と同じノーマルな経済水準が保証されること⑧他の市民と同じノーマルな経済水準が保障されること⑨ノーマルな環境水準が保障されること（両親や職員の環境水準もノーマルであること）

ベクト・ニリエ BengtNirie スウェーデン

エンパワメントの概念

エンパワメントという単語そのものは「能力をつける」「権限を与える」という意味である。ただし、従来のさまざまな考え方の枠組みが、障害者の「能力」や「権限」を訓練や指導によって後から付加されるものとみなしてきたのに対して、エンパワメントという考え方のもとでは、「障害者には本来ひとりの人間として高い能力が備わっているのであり、問題は社会的に抑圧されていたそれをどのように引き出して開花させるかにある」と考えるのである。

つまり、社会的な抑圧のもとで、人間としての生き方が保障されてこなかった障害者自身に力をつけて自己決定を可能とし、自分自身の人生の主人公になれるようにという観点から、あらゆる社会資源を再検討し、条件整備を行っていかうとするのがエンパワメントという考え方であり、手法である。

久保耕造（財）日本障害者リハビリテーション協会発行
「ノーマライゼーション 障害者の福祉」1997年8月号（第17巻 通巻193号）37頁

障害者自立支援法第1条

「この法律は、（中略）障害の有無にかかわらず国民が相互に人格と個性を尊重し安心して暮らすことのできる**地域社会の実現**に寄与することを目的とする。」

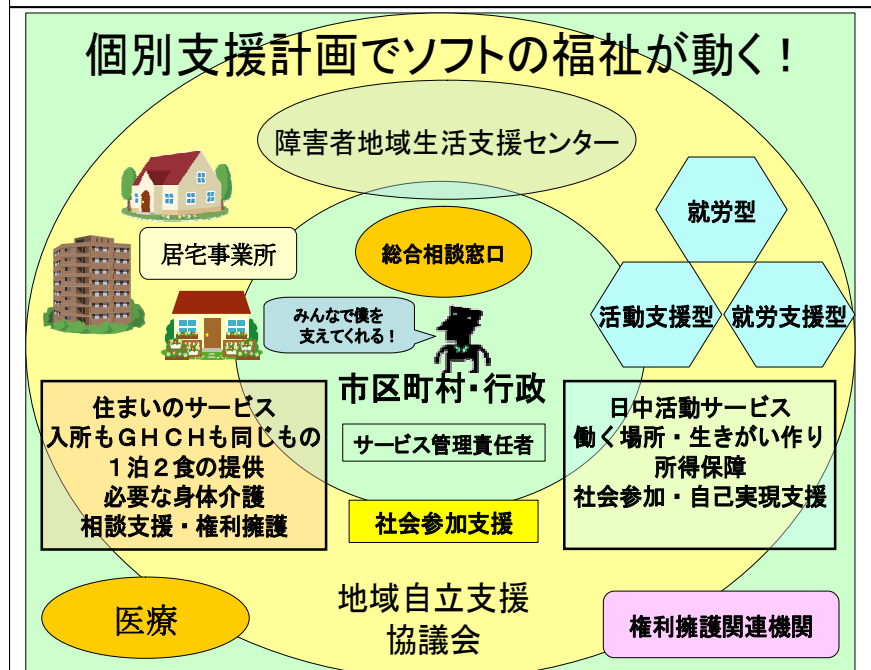
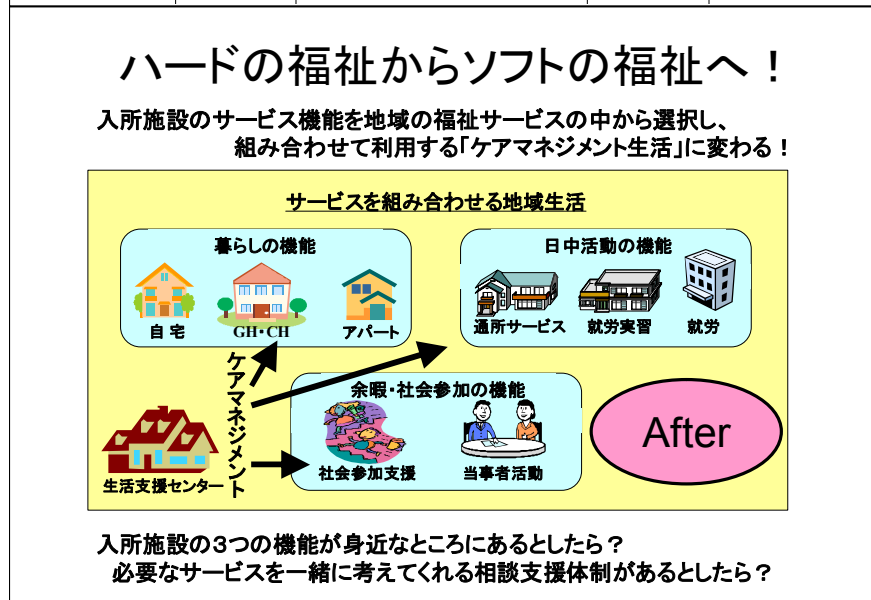
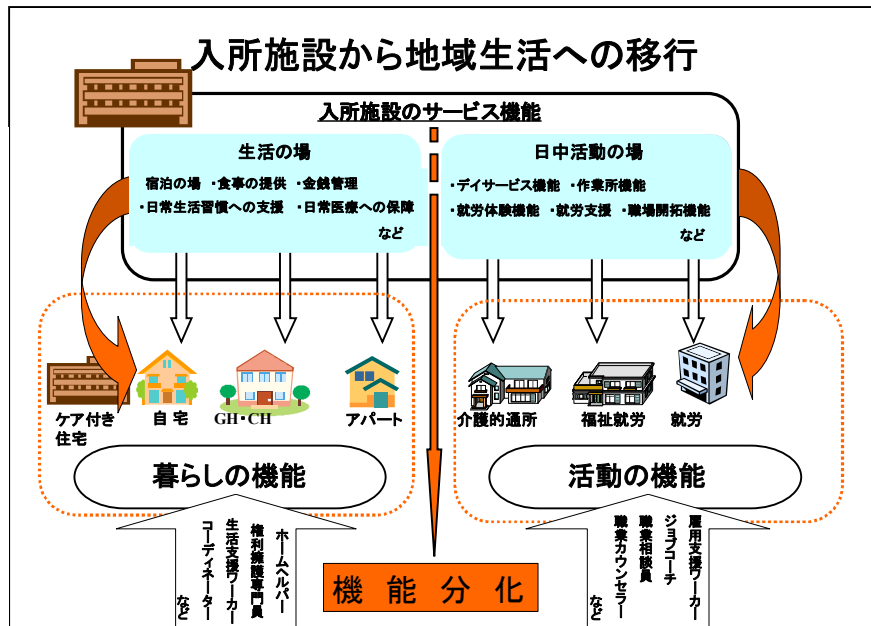
- 「施設パラダイス論に基づく収容保護主義」からの脱却を！
- 社会基盤整備をする資本を地域福祉に重点的に振り向けることで、障害者の持つて生まれた能力を最大限引き出す環境整備を！
- そのための人材確保を！家族や支援者など支え手のノーマライゼーションを！
- 地域社会の意識・文化を変えるための法整備を！障害者差別禁止法の制定を！

自立支援法の整理

入所施設支援は昼の支援と夜の支援を切り分ける。職員は専門性を生かして地域支援をする核となる。

入所施設支援を行っている事業者も使っている保護者等後見人も、ノーマライゼーションの理念に即した地域支援事業所があれば、そちらでの展開を望んでいる。

様々なサービスを組み合わせて使うケアマネジメントの手法が自立支援法の要になっている。相談支援体制、とりわけ地域自立支援協議会が要。きちんとした予算措置を！



障害者自立支援法による今後の展開について（要望）

全国地域生活支援ネットワーク

当会は障害者の地域生活の充実を願いとして、その実践に即した情報を機関誌やフォーラムなどを通して全国に発信するとともに、幼児から高齢者までの地域支援を担う事業所で構成する団体です。

当会では、自立支援法の基本理念は、障害者の地域生活支援を促進するものと受け止め、これを積極的に推進するために事業の実践・研究等を行っております。自立支援法がめざす理念が浸透し、障害者の自立した日常生活ならびに社会生活の営みが安定したものとなるような法の施行を求める立場で、以下の内容について要望します。

要望事項

1, 理念に基づく政策の実現

法の理念をいかし、地域支援の流れが促進される制度施行上の設定を求めます。

2, 日中活動に係る報酬の見直し

旧来の入所施設に比べ通所施設の減収の幅が大きく、30%以上の減収の見込みとなる法人も見られます。来年度に向けては、報酬単価を適正に見直してください。

3, 地域生活支援事業の予算の増額

地域生活支援事業の国庫補助について、事業が始まるまでの緩和措置として、自治体が事業に要した費用の実際の2分の1を国が保障できるよう予算確保を行う事を要望します。

とりわけ、相談支援体制の整備は、障害者自立支援法に基づく社会基盤・サービス提供体制整備の根幹です。より一層の予算措置を要望します。

4, グループホーム・ケアホームの充実

ケアホームで暮らす障害が重たい人たち（区分4以上）に対する食事や入浴、着替え等の（個別対応が求められる）介助に限り、ホームヘルパーの派遣を容認する配慮を求めます。また、慢性化した病気に対する通院介助については障害程度区分に関係なく、ヘルパーが派遣されるよう要望します。

5, 行動援護利用拡大の推進

行動援護の対象者の点数を10点となっている基準を8点程度とし、報酬が支払われる時間が5時間までを、サービスの提供実態に考慮し同額で7時間までの支払いを可能とし、行動援護の利用実態が促進されるよう要望します。

6, 児童への配慮

3年後の見直し対象になっている発達障害児者の支援策については、出来るだけ早期の推進を求めます。家庭崩壊に至る事例や親子関係に不適応が起きている事例などについては、障害福祉サービスの利用も可能にするよう配慮してください。また障害児が地域社会から切り離されないよう児童のグループホーム・ケアホームの制度化を求めます。